

《授業報告》

リプロダクティブ・ライツを理解する：
ナディア・スルマン事件を手がかりに*Understanding Reproductive Rights:
A Case Study of "Octomom"*

はじめに

「リプロダクティブ・ライツ」という言葉は知らなくても、実際に、わたしたちはそれに関連するさまざまな事実をすでに知っている。例えば、2018年1月30日、旧優生保護法（1948年～1996年）のもとで、遺伝性疾患などを理由に強制的に不妊手術を受けさせられ人権を侵害されたとして、国に損害賠償を求める訴訟が初めてだされた。その後、各地の地方裁判所で類似の裁判が相次ぎ、メディアでも広く取りあげられた。ここで侵害された人権こそ、リプロダクティブ・ライツである。

歴史を振り返れば、例えば中国の一人っ子政策やインドの強制不妊手術など、個人の「産む権利」が国家の政策によって侵害されてきた事例を容易に思い出すことができるだろう。一方、「産まない権利」の侵害についても、戦時下の日本で「産めよ殖やせよ」政策によって避妊や人工妊娠中絶が違法だったことを考えるとわかりやすい。近年では、アメリカのトランプ大統領が中絶を合憲とした1973年のロー対ウェイド連邦最高裁判決を覆すことを公約のひとつとし、中絶に敵対的な態度を取ってきたブレット・カバノーを最高裁判事として指名した。すでにアーカンソー州やケンタッキー州などが中絶禁止法を制定し、ロー判決が覆される日を待っている状況だ。つまり、リプロダクティブ・ライツは現在進行形の問題でもある。

では 21 世紀の日本で、リプロダクティブ・ライツは保障されているといえるだろうか。リプロダクティブ・ライツを大学で学ぶ意味は何だろうか。以下は、このような問いをスタートとした授業実践の報告である。この授業は、早稲田大学文化構想学部社会構築論系の共生社会論プログラムの専門演習で、2016 年度および 2017 年度に開講した。受講者数は 2 年次から 4 年次までの 40 名弱で、男女比はほぼ同数だった。授業では、まずリプロダクティブ・ライツの基礎的な知識をまとめた上で、その知識を使ってどのように応用問題が解けるかを考えた。最後に、応用問題を解くためにはリプロダクティブ・ライツの知識だけでは不十分であり、多面的に問題を、ひいては社会を理解する必要があることを確認した。以下では、そのプロセスにしたがって報告する。

1. リプロダクティブ・ライツとは何か

リプロダクティブ・ライツという言葉が生まれた背景のひとつに、中絶合法化への動きがある。トランプ大統領は中絶を合法化したロー判決を覆すことを公言しているが、「覆す」ということはロー判決以前のアメリカでは中絶が禁止されていたことを意味する。19 世紀頃までは比較的自由に中絶が行われていたが、19 世紀以降に中絶違法化の動きが加速し、46 州において中絶は禁止された。その後、1960 年代後半から 70 年代にかけて大きなムーブメントとなった第二波フェミニズム運動によって中絶権が要求され、ロー判決によって中絶が合法化された。

中絶権を求める運動と同様に重要なリプロダクティブ・ライツ誕生の背景には、優生学的な人口管理政策への反発がある。優生学的な人口管理政策とは、主に、強制的な断種／不妊手術などによって「不適者」の生殖活動を抑制しようとすることを指す。「不適者」には障害者だけでなく、貧困者、シングルマザー、移民、人種的マイノリティなども含まれていた。以上、2 つの流れのなかから生まれたリプロダクティブ・ライツという概念は、1994 年のカイロ国際人口・開発会議「行動計画」で明文化された。カイロ行動計画におけるリプロ

ダクティブ・ライツの定義は、以下の通りである。

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性と生殖に関する健康を得る権利……。その権利には、……差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれている¹。

この定義に従うと、旧優生保護法による強制不妊手術という冒頭の事例は、最後段の「差別、強制、暴力を受けることなく生殖に関する決定を行える権利」を奪われたケースといえる。

2. 応用問題：ナディア・スルマン事件

上記のリプロダクティブ・ライツの定義を読むと「産む権利」の保障がリプロダクティブ・ライツにおいて、なによりも重視されていることがわかる。では、2009年1月のアメリカで、無職のシングルマザーが八つ子の赤ちゃんを産んだという出来事は、「産む権利」が保障されたものとして祝福されるべきであらうか。

それ以前に八つ子が全員無事に産まれたことはなく、世界的に喜ばしいニュースになるはずだった。しかし多くのメディアは、八つ子出産の母親であるナディア・スルマンが失業中のシングルで、すでに2歳から7歳までの6人の子どもがいて、八つ子も含め全ての子どもを体外受精で授かったことなどを明らかにし、その上で、スルマンが多数の子を持つことで福祉費が増大し、結果として納税者の負担を増やすことになると批判した。公的なコメンテーターも、一般ブログでも、多くの人たちは、スルマンを「わがまま」「無責任」と非難

¹ 谷口真由美『リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルス』（信山社, 2007）p.8.

した。日本でも2011年にフジテレビ「奇跡体験！アンビリバボー」などでスルマンの出産について取りあげられた時には、「子どもを産む前にお金を用意すべきだ」「親や助成金に頼るのはおかしい」などのコメントが放送された。スルマンは「親失格」として社会に敵視されたといえよう。

たしかに、すでに6人も子どもがいるのにさらに体外受精で8人の子どもの得るという選択は、常軌を逸している。しかし、スルマンにとって大家族は子どもの頃からの夢であり、「子どもが欲しかった、母になりたかった」と語っている。つまりスルマンは、自分の人生を選んだだけでもいえるのである。それを、わたしたちは「間違った選択」と非難できるのだろうか。どんな理由であれば、スルマンの「子どもが欲しい」「産みたい」という意志、つまりリプロダクティブ・ライツを否定することができるのだろうか²。

3. ディベート：スルマン擁護派 対 非難派

「常識的」な学生の多くが、スルマンの行為は非常識だし非難されて当然だと考えることが予測された。そこでこの論争的な問題を考えるために、授業では、当人の意見に関係なく、スルマンの選択について肯定側と否定側に分かれて議論をたたかわせるディベートを行った。その際、「体外受精で妊娠すべきではない」という「そもそも論」はしないというルールを定めた。

多くの学生は本心ではスルマン非難派である。けれども、いざスルマンの選択を否定しようと論点を提示し、肯定側の反論に備えようとする、自分の主張が成立しないことに気づく。例えば、経済的に養っていくことができない人が子を産むのは「無責任」だとする論点は、ではどの程度の経済力があれば子どもを産んで良いのか、貧困家庭は何人までなら産んで良いのか、それは誰が決めるのか、などの反論に答えられない。この反論は、そもそも「経済力がな

² この問いに対する著者自身の見解については、豊田真穂「母になる資格？：ナディア・スルマン事件とリプロダクティブ・ライツ侵害の歴史的系譜」『ジェンダー研究 21』Vol.7 (2018) を参照。

ければ子どもは産めない」という考えは正当化できるのか、という問いにつながる。

この問いを通じて、学生たちは「低所得者が持つことを許容される子どもの人数」が、実は社会的に存在していることに気づく。スルマンへの批判は、公共の利益が人権よりも優先された事例といえる。そして以下の学生による期末レポートが端的に示すように、子どもを産み育てることが「自己責任」にされていることへの気づきが発生する。

確かに、子どもは産んだら終わりではなくその後育てていくためには……多くのお金がかかるため、それらを負担できるだけの経済状況を確保することも親の責任のひとつではある。だが、子どもを産み育てることを全て「自己責任」のものとしてしまえば、子どもの出産・養育は、既婚者で裕福というようなある一定の条件下の人々のみ許される特権的なものになり「産みたくても産めない、育てられない社会」がより加速してしまうだろう。

つまり出産・子育てがすべて「自己責任」とされることが、「産みたくても産めない社会」「産みたくても育てられない社会」をつくっているというのである。ここでは、経済的な側面のみが重要なのではない。別の学生は、ケア労働がキーワードとなっていることを見抜いている。

ここで一番問題なのは家庭にケア労働を自己負担として求めることである。どういうことかという、育児、家事、介護などのケア労働は「家庭」というくくりの中で完結されている傾向にある。……家庭に自己負担として求めることでケア労働を家庭での当然の行為として隠してしまうイリイチの言う「シャドウ・ワーク」にしてしまった。このケア労働を……社会が保障することができればナディア・スルマンのような家事、育児のケア労働

働に追われ、稼得役割を果たせない人に批判がされるようなことはなかっただろう。

すなわち、ケア労働が家庭内で「自己責任」とされている社会状況を背景にして、スルマンが非難されていると指摘しているのである。

さらに、以下の学生の期末レポートでは、この問いを敷衍するとなぜ現在の日本社会が少子化問題を抱えているのかという問題とも通底する論点を見いだすことができる。

私は子をもうける権利は言うまでもなく、すべての女性に平等にあると考える。しかし、実際はどうかのだろうか？果たして現在の社会でその権利を自由に行使することは可能なのだろうか？私は日常生活の中で、妊娠や出産、育児などを理由に不当な扱いを受けるマタニティハラスメントや、出産・育児と仕事の両立の難しさといった問題をよく耳にする。……日本では結婚・出産を機に職場を離れ、子どもが大きくなってから再就職するという、女性の M 字 [型] 就労という現状があるように、結婚・出産・育児を優先させると仕事を手放すことになってしまい、結婚・出産・育児と仕事との両立は困難で、女性は仕事か家庭かという選択に悩まされる傾向にあると言える。このように、現在の社会では仕事を続けながら子どもをもうけ、育てたいという気持ちは完全に自由になることはできていない。

この学生は、マタニティハラスメントや仕事と家事・育児との両立が困難な日本の社会状況では、すべての女性にリプロダクティブ・ライツが保障されているとはいえないと指摘している。以上の学生たちの見解からは、リプロダクティブ・ライツを保障するためには、「産む権利」だけでは不十分であり、産むことに加えて育てることも射程に入れたリプロダクティブ・ジャスティスの

考えを導き出すことができる³。

産むことだけでなく、育てることも射程にいれるべきだという論点から、ディベートでは、子どもの権利の保障という視点が出てきたこともあった。子どもの権利条約第 27 条「父母...は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する」を根拠に、スルマンの「産む権利」がこれを侵害するという論点が出されたのである。しかしながら、「自己の能力及び資力の範囲内で」という条件がついていること、なおかつ「子の権利」を保障すべき主体は国家であること、それゆえ「子の権利」と「産む権利」とは対立関係にないと反論されてしまう。

これと関連して、リプロダクティブ・ライツの定義「自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任を持って自由に決定できる権利」にある「責任をもって」という表現に注目し、「責任」には経済的な責任も含まれるため、スルマンにはその「責任」が果たせていないという主張が、ディベートのスルマン否定側にみられたこともある。これに対しては、その後段にある「責任をもって」決定するための「情報と手段を得ることができるという基本的権利」がスルマンには欠如していた、との反論が可能かもしれない。このことは、次節で取りあげる「妊娠を選ぶ自由」に関するグループワークで出てくる不妊と生殖補助医療の関係にもつながる。

授業にディベートを取り入れる効果は、高い。ディベートが成立するためには、主張を支える論拠、および反論を予想しそれに答えるためのデータ等を予め調査しておく必要があるからだ。そのため個々のリサーチ力が鍛えられるし、相手の主張をよく理解した上で批判的に分析する能力、さらにそれらを相手にわかりやすく伝えるための論理構成力や表現力などが必要になる。加えて、ディベートは必ず勝敗がつくし、たとえ勝ったとしても反論に答えられない等の

³ リプロダクティブ・ジャスティスの考え方は、Loretta J. Ross and Rickie Solinger, *Reproductive Justice: An Introduction* (Oakland: University of California Press, 2017)を参照。

悔しい場面が発生するため、知識欲をかきたてる。

4. リプロダクティブ・ライツ再考

このようなディベートのすぐ後に、再度、リプロダクティブ・ライツとは何かを考える。ここでは、特にリプロダクティブ・ライツという新たな人権概念がもたらしたパラダイムシフトを理解しておくことが重要である。すなわち、それまで公共の利益を優先する人口政策として、個人の生殖のあり方を国のコントロール下に置くことが求められていた時代から、生殖に関する決定を普遍的な個人の権利に位置づける考え方への変化である。ここで、リプロダクティブ・ライツが人権のひとつとされていることの重要性が際立つ。人権とは、人が生まれながらにもっている権利であるがゆえに、誰もが等しく行使できる権利であり、なおかつ国家に対して主張するものである。そのため、すべての人が性や生殖に関して自由に選択できるように保障するためには、さまざまな社会制度が必要になる。ディベート内で出てきた論点を、再度、人権保障という観点で見直すことで、スルマン事件を個人ではなく、社会の問題としてみるという視点を獲得できるだろう。

以上を確認した上で、授業では、リプロダクティブ・ライツを保障するために重要になる「選択」の自由について考えていく。ここでは、学生たちにとって身近な現代の日本社会において、避妊・妊娠・中絶を自由に「選択」しているといえるのか。それは、どのように、あるいはなぜ妨げられているのかを検証するグループワークを行った。

「避妊を選ぶ？」をテーマにしたグループは、避妊を強制させられた歴史的な事例を調べ、遺伝性疾患または障害を理由とした強制不妊、あるいは避妊をしないと政府によって生活保護受給を停止されるという半強制不妊の事例を明らかにした。そうした中で、こうした強制不妊のケースとナディア・スルマンの置かれていた状況の類似性に気づく学生もいた。

一般に、「強制避妊^{ママ}」と聞くと、それは程度を越えた政策で、「権利侵害」だと感じられやすいと考える。それに比べて、ナディア・スルマンの事例において「権利侵害」だと主張する人は、少数なのではないかと思う。しかしながら、貧困であるという理由で「強制避妊^{ママ}」をさせられるケースは、ナディア・スルマンの事例の「産むべきではない」という声とリンクしている部分があり、どちらも貧困を理由とした「権利侵害」に変わりがないように、わたしには思えてしまった。

たしかに、強制不妊とスルマンへの非難を同列に扱うことはできない。しかしながら、この学生が指摘するように、「誰が産んではいけないのか」を決める基準、つまり親としての適格性に、経済力があるという点で両者は一致しているといえる。

また、避妊の方法についても自由に選択できない現実を指摘するグループもあった。例えば、日本で避妊法といえばコンドーム一辺倒で、経口避妊薬（低用量ピル）の服用は約4%にとどまっているが、その背景に、女性主体の避妊が選びにくいことを指摘した。そしてたとえ治療のためにピルを服用していたとしても、恥ずかしくて人に言えない等のタブー視があるばかりか、ピルを服用している女性に対しては、「尻軽女」「いつでもヤレル」「遊び人」などのレッテル貼りが行われているためだと分析した。海外では、薬局で安価で手軽に買えるピルが日本では処方箋が必要で高額であること、海外では選択肢にあるその他の避妊方法についても日本では選択できないことなど、日本の避妊にまつわる社会状況がいかに「不自由」であるかを主張した。スルマン事件から派生して、日本の避妊具・避妊薬の選択状況について学ぶこともまた、リプロダクティブ・ライツを理解することにつながったといえる。

「妊娠を選ぶ？」をテーマにしたグループは、生殖補助医療に注目した。そ

もそも自然妊娠しか念頭にない学生たちにとって、人工授精をはじめ、体外受精、顕微受精、代理出産、卵子凍結、そこで行われる着床前診断（PGD、着床前スクリーニング）などの生殖技術を知るだけでも、それなりの労力を費やしたけれども、そこからさらに関連する倫理的な問題や経済的な負担などを検討していくことで、ようやく「妊娠を選ぶ？」という問いに答えられるようになった。その過程で、そもそもなぜこれが生殖補助「医療」と呼ばれるのか、そして「不妊症」とは、「不妊治療」とは、いったい何を指すのかを考察した。最終的に、不妊治療は成功率が低い上に保険適用外となるため高額であり、さらに夫婦に対してしか認められないという現実によって、貧困層やシングルペアレンツ、同性愛カップルには「妊娠の自由」が阻まれていることを指摘するにいった。しかし、そもそもなぜ「不妊治療」を選択するのか、という不妊治療の背景にまで考察を広げる以下のような学生もいる。

しかし、このような不妊に悩むという行為の裏には社会が女性に対して産む性としての役割を期待しているという思想があるのではないか。

このような視点を得た学生は、「不妊治療」を選択する女性へのプレッシャーに気づく。

「女は産んで一人前」という……社会規範は、女が自らの産む能力の乏しさに気づいたときに果てしない絶望をもたらすのではないだろうか。……不妊治療という手段が残されている状態で産めないという事態を受け入れると、それはすなわち母性の放棄とみなされてしまう危険性をはらんでいるということである。……私は、産めないという事態を受け入れる権利もリプロダクティブ・ライツに含まれ、また同様に産めないという事態に抵抗する(=生殖補助医療の利用)もそうであると考え。したがって、産めないという事態を受け入れなかったという点に関しては、ナディア・スル

マンが自らの意思に従ったか、あるいは社会規範からくる圧力によってそうせざるを得なかったのか、いずれにせよ彼女に非はないと考える。責めるべきは、生殖補助医療にたいして明確な規定や合理的な制限を加えないままであった社会、産めないという事態を受け入れる権利を保障できていない社会ではないだろうか。

このように、生殖補助医療が必ずしも不妊女性の「福音」になっているわけではないことに学生たちの多くが思いを馳せる。そのことは、いまの日本社会を理解する上で非常に重要な観点といえるだろう。そしてその視点からスルマン事件を捉え直すと、当初もっていたナディア・スルマンに対する違和感や非難のまなざしに変化がもたらされるようになっていく。

また「妊娠の自由」には、子どもの数に関する希望も含まれることに注目するグループもあった。特に、社会的・経済的な困難を理由に、希望していた子どもの数を諦める人もいることに考察を深めた。例えば、日本や韓国、アメリカは、他の理由に比べ、子どもを増やせない理由として経済的な理由を挙げる人の割合が高いことを発見した学生は、多くの人が諦めているにもかかわらず、スルマンだけが諦めずにその権利を行使したという構図がみえてきたという。

さらに、日本では結婚していないと妊娠・出産に抵抗があると答える人の割合が高いこともまた、「妊娠の自由」を狭めていると指摘するグループもあった。つまり、未婚での妊娠・出産をタブー視する社会であるからこそ、スルマンは非難されたといえるだろう。以上のことは、社会制度や社会規範が、「妊娠の自由」を保障する対象を定めていることの証左である。

なお、「中絶を選ぶ？」のグループ発表では、出生前診断による選択的中絶の問題を取りあげるケースが多かった。この場合、一見すると「中絶」という選択権が与えられているようにみえるが、障害のある子どもに対する支援が行き届いているとは言えないばかりか、むしろ偏見ばかりが強い現在の日本社会においては、実際のところは「選択の強制」なのではないかという問いが投げ

かけられた。同様に、高校生の中絶という選択も、「妊娠を理由とした退学」が問題になっている現在の日本社会、かつ産んだとしても自分が望むように育てることができないと考えざるを得ない社会状況のもとでは、「選択の強制」といえるとの指摘が学生から出された。両者に共通しているのは、中絶もまた、自由に選択できない現状があるということである。

以上の避妊・妊娠・中絶の自由に関しては、どれも個人の選択の自由が保障されているようにみえて、その実はいまだ日本社会で保障されていない権利であることが確認されたといえる。

5. 「スルマン事件」再考

以上の経緯をたどった後、授業では、再度「スルマン事件」を考えた。そこでは、「常識から外れていたら出産の自由が保障されなくても仕方ない」で済まされては、女性のさまざまな選択権が奪われる危険が生じかねないといった視点や、「スルマンが批判を受けた理由を突き詰めていくと、結局は社会制度の未熟さに行き着くことがわかった」といった視点が加わった。以下の学生が端的に指摘しているように、スルマン事件の考察をすることが、実は社会を理解することにつながるのがある。

スルマン事件を考えることはリプロダクティブ・ライツの理解を深めるだけでなく、その裏にあるジェンダー的な思考や習慣への気づきにもなった。……女性のジェンダー役割的思想や社会システムに隠されたケア労働の家庭への自己負担がみえた。

こうした学生の多くが、すべての人のリプロダクティブ・ライツが保障されるような社会になるために必要なのは、「長期的な公的扶助と、性教育の充実」と答えている。たしかに社会保障制度と性教育を充実することは重要である。しかしその先に、公的保障のあり方の問題もある。

スルマンに対する非難は突然湧いて出てきたものでなく、普段から人々の間にあった「なぜ他人のために自分がお金を出さなければいけないのか」という不満が背景にあると思う。女性に関して言えば、「産む権利」も「産まない権利」もある。しかし、公的保障については、子どもを産んだ女性の方が産まなかった女性よりも「得している」という不満もあるかもしれない。スルマン事件についてはリプロダクティブ・ライツに関する問題だけでなく、人々の間での社会保障の捉えられ方や、社会保障の在り方についても考えるべきだし、考えてみたい。

これに関連して、「子どもは誰のものなのか」という問いを發した学生は、この問いに自ら「子どもは社会のものではないのか」と答えている。しかし、そうすると親としての「責任感」が薄れてしまうのではないかと、という問いのループに入ってしまう学生もいる。しかしそうしたループとは別の切り口で、この問いに答えようとする以下のような学生もいる。

産む権利がすべての人に保障されるための一つの策として、子どもを産まない、あるいは増やさないことを選択する理由が社会的・経済的な困難ではない国のシステムを参考にすることができる。例えば、スウェーデンでは、小学校から大学までの教育費が無償化されていることに加え、「16歳未満の全ての子供を支給対象」にした児童手当があり、子育て支援が充実している。また、支援の対象となる世帯は、「家族の多様性に対応し、両親が同居していない家族（離別含む）、養子縁組した家族、両親が同性の家族」も含まれる。[スウェーデンでは] 子どもを増やさない理由の「ほとんどが個人的」なものであることも納得できる。

すべての子どもに等しく無償の教育と支援を与えることが、リプロダクティ

ブ・ライツをすべての人に保障することにつながるという発想である。まさに、リプロダクティブ・ジャスティスの考え方である。その上で、以下のような結論は、本講義の狙いを直球で受け止めたものといえるだろう。

社会的・経済的な状況に関わらず、妊娠・出産ができるような環境を作るには、産む自由が全員に保障されていないという異常に気づく必要があると考える。つまり、シングルマザーや同性愛者だからといって、また経済的な余裕がないからといって、子どもを持つことにためらいを感じたり、諦めたりする状況はおかしいと主張できるのだと思う必要がある。

以上、「非常識な」決断をした事件を例に、リプロダクティブ・ライツを考え、理解するための授業実践を報告してきた。授業では、まず現代の日本社会においては、すべての人に等しくリプロダクティブ・ライツが保障されていないという現実を直視することから始めた。そこから、性教育の必要性を訴える学生レポートは多い。あるいは、日本の政治家による発言—例えば、「子どもを最低3人くらい産むように」「いかにも年寄りが悪いという変なのがいっぱいいるけど、間違ってますよ。子どもを産まなかったほうが問題なんだから」という子どもをつくらなかったことへの非難も—、参院選をたたかう現職女性候補者の応援演説で「一番大きな功績は子どもをつくったこと」「母親になってひとつ大きくなった候補を応援してほしい」とするなど子どもをつくったことへの絶賛も—、「失言」として非難されることが多いけれども、政治家という立場からのこうした発言は、日本社会でいかにリプロダクティブ・ライツが尊重されていないかを示す好例として理解することができる。リプロダクティブ・ライツという視点から日本社会をみれば、人権が保障されているとはとうてい言えないことがわかる。